

子ども手当

6月は、「子ども手当」の支給月です

— 現況届の提出を忘れずに —

子ども手当とは

次世代の社会を担う子ども一人一人の育ちを、社会全体で応援することを目的にしています。

支給対象

十五歳到達後最初の三月三十一日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を養育している方に支給されます。

公務員の方は、勤務先に請求してください。

支給額と時期

原則として毎年二月、六月、十月にそれぞれ前月分までを支給します。今回は平成二十二年二・三月分の児童手当と四・五月分の子ども手当が、受給者の方の指定された金融機関に振り込まれます。今回の六月支給額

- 二・三月分児童手当の額
- 三歳未満の児童
- 一律一万円（月額）
- 三歳以上の児童

現況届

- 第一子・二子は五千元（月額）
- 第三子以降は一万元（月額）
- 四・五月分子ども手当の額
- 一律一万三千元（月額）

現況届

今回は、平成二十二年三月現在、阿久比町で児童手当の支給を受けていた方に、「現況届」を送付します。現況届の提出がないと、受給資格があっても子ども手当の支給が停止されます。早急に提出してください。提出期間 六月一日（火）～三十日（水）（土曜・日曜を除く）

印かん

- 受給者の健康保険被保険者証の写しなど（国民健康保険に加入している方は不要）
- 外国人登録証の写し
- 養育する児童と別居している場合は、児童の世帯全員の住民票および監護事実の申立書
- 問い合わせ先 住民福祉課
- ☎(48)1111 (内226)

地域包括支援センターからのお知らせです！！

～ 介護予防のためにも健康診査を受けましょう ～

介護予防って何でしょう？

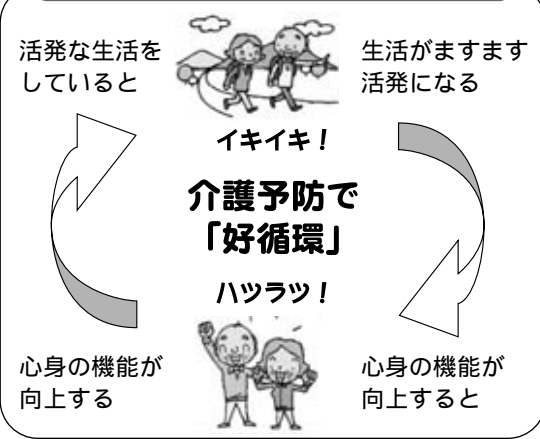
介護予防とは、「できる限り介護が必要にならないようにする」「介護が必要になっても、それ以上悪化させないようにする」ことです。

いくつになっても元気ではつらつと暮らすためには

- ☞ 65歳以上の方は生活機能評価健診を受けましょう。
- 町が6月から実施する健康診査で、65歳以上の方が対象です。日々の生活を維持していくための心身の能力をチェックし、生活機能の低下がないか確認します。
- ☞ 介護予防教室に参加しましょう。
- 「老化は仕方ないこと」と考えていませんか。
- 町では、筋力アップに効果のある「元気はつらつ教室」や、栄養・口の中の健康に役立つ「おいしく歯つらつ教室」など各種教室を開催します。

詳細は、『阿久比町地域包括支援センター』まで気軽に問い合わせてください。

【介護予防で好循環】のイメージ図



問い合わせ先
阿久比町地域包括支援センター
☎(48)1111 (内318・319)